

○別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和３９年４月１日

条例第１５号

注 平成２年１０月から改正経過を注記した。

（目的）

第１条 この条例は、別府市営体育施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第２条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
総合体育館	別府市青山町８番３７号
公園テニスコート	〃 青山町７番２７号
弓道場	〃 東莊園九丁目１番１１号
アーチェリー場	〃 東莊園九丁目１番１１号
青山プール	〃 南莊園町６番３号
クレー射撃場	〃 大字野田１，２０３番地の１
市民球場	〃 大字鶴見３，７４７番地
実相寺サッカー競技場	〃 大字鶴見３，７０５番地
実相寺サッカー競技場管理棟	〃 大字鶴見３，７０５番地
実相寺球場	〃 大字鶴見３，７０８番地
青山中学校運動場夜間照明施設	〃 南莊園町３，０８８番地の１
北部中学校運動場夜間照明施設	〃 大字亀川２３１番地
別府中央小学校運動場夜間照明施設	〃 京町８１８番地の３９８
温水プール	〃 大字別府３，０８８番地の９

体育館	〃 大字別府 3, 0 1 6 番地の 1
野口原総合運動場	〃 大字別府 3, 0 8 8 番地の 9
実相寺多目的グラウンド	〃 大字鶴見 3, 7 6 3 番地の 1
実相寺中央公園管理棟	〃 大字鶴見 3, 7 6 3 番地
セーリング艇庫	〃 北浜一丁目 8 1 8 番地 3 9 4
実相寺パークゴルフ場	〃 大字鶴見 3 4 7 0 番地
ウエイトリフティング場	〃 大字別府 3 0 8 8 番地の 9
旧浜脇中学校体育館	〃 大字浜脇 1 2 0 8 番地
旧浜脇中学校運動場	〃 大字浜脇 1 2 0 8 番地

(一部改正〔平成 3 年条例 1 1 号・4 年 2 5 号・4 3 号・5 年 2 2 号・6 年 2 4 号・7 年 2 0 号・8 年 1 1 号・9 年 7 号・2 4 号・1 0 年 2 4 号・1 1 年 2 5 号・1 3 年 2 3 号・1 5 年 3 号・1 7 年 2 7 号・1 9 年 1 0 号・2 4 号・2 0 年 3 3 号・2 1 年 9 号・2 3 年 7 号・2 6 年 2 3 号・2 9 年 3 4 号・令和元年 4 6 号・2 年 3 9 号・6 3 号・3 年 3 2 号・5 年 4 2 号・5 0 号・6 年 4 1 号〕)

(事業)

第 3 条 市長は、体育の奨励及び健康の増進に関する事業を行うことができる。

(追加〔平成 6 年条例 2 4 号〕、一部改正〔令和元年条例 4 6 号・2 年 3 9 号〕)

(休館日等)

第 4 条 施設の休館日又は休場日及び開館時間又は開場時間は、次の表のとおりとする。

名 称	休館日又は休場日	開館時間又は開場時間
総合体育館	(1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日	午前 9 時から午後 1 0 時まで

	(以下「休日」という。) に当たるときは、その翌日とする。 (2) 12月28日から翌年1月3日まで	
公園テニスコート	(1) 水曜日 (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
弓道場	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
アーチェリー場	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
青山プール	10月1日から翌年6月30日まで	午前9時から午後7時まで
クレ射撃場	12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後5時まで
市民球場	12月28日から翌年1月3日まで	4月から9月までの期間は午前8時30分から午後7時まで、10月から翌年3月までの期間は午前9時から午後5時まで
実相寺サッカー競技場（天然芝）	12月28日から翌年1月3日まで	4月から9月までの期間は午前8時30分から午後

		後 7 時まで、10 月から 翌年 3 月までの期間は午 前 9 時から午後 5 時まで
実相寺サッカー競技 場（人工芝）	12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで	4 月から 9 月までの期間 は午前 8 時 30 分から午 後 10 時まで、10 月か ら翌年 3 月までの期間は 午前 9 時から午後 10 時 まで
実相寺サッカー競技 場管理棟	12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで	4 月から 9 月までの期間 は午前 8 時 30 分から午 後 7 時まで、10 月か ら翌年 3 月までの期間は 午前 9 時から午後 5 時まで
実相寺球場	12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで	4 月から 9 月までの期間 は午前 8 時 30 分から午 後 7 時まで、10 月か ら翌年 3 月までの期間は 午前 9 時から午後 5 時まで
青山中学校運動場夜 間照明施設	(1) 木曜日 (2) 12 月 28 日から翌 年 1 月 4 日まで	3 月から 11 月までの期 間は午後 7 時から午後 1 0 時まで、12 月から翌 年 2 月までの期間は午後 6 時から午後 9 時まで
北部中学校運動場夜 間照明施設	(1) 水曜日 (2) 12 月 28 日から翌 年 1 月 4 日まで	3 月から 11 月までの期 間は午後 7 時から午後 1 0 時まで、12 月から翌 年 2 月までの期間は午後 6 時から午後 9 時まで

別府中央小学校運動場夜間照明施設	(1) 火曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日まで	3月から11月までの期間は午後7時から午後10時まで、12月から翌年2月までの期間は午後6時から午後9時まで
温水プール	(1) 火曜日 (2) 12月31日から翌年1月3日まで	午前10時から午後9時まで
体育館	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
野口原総合運動場	(1) 火曜日（軟式野球場及びソフトボール球場に限る。） (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで。ただし、ソフトボール球場の月曜日の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。
実相寺多目的グラウンド	(1) 月曜日 (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
実相寺中央公園管理棟	12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後7時まで
セーリング艇庫	12月28日から翌年1月3日まで	午前8時から午後7時まで
実相寺パークゴルフ場	(1) 水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 (2) 12月28日から翌	4月から9月までの期間は午前9時から午後6時30分まで、10月から翌年3月までの期間は午

	年 1 月 3 日まで	前 9 時から午後 5 時まで
ウエイトリフティング場	1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
旧浜脇中学校体育館	(1) 月曜日 (2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
旧浜脇中学校運動場	(1) 月曜日 (2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、施設の休館日若しくは休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間若しくは開場時間を変更することができる。

(追加〔平成 1 7 年条例 2 7 号〕、一部改正〔平成 1 9 年条例 1 0 号・2 4 号・2 0 年 3 3 号・2 1 年 9 号・2 3 年 7 号・2 6 年 2 3 号・2 9 年 3 4 号・令和元年 4 6 号・2 年 3 9 号・6 3 号・3 年 3 2 号・5 年 4 2 号・7 年 1 3 号〕)

(利用の制限)

第 5 条 市長は、入場について不相当と認める者に対しては、施設への入場を拒み、若しくは退場を命ずることができる。

(一部改正〔平成 6 年条例 2 4 号・1 7 年 2 7 号・令和元年 4 6 号・2 年 3 9 号〕)

(使用許可)

第 6 条 施設を使用（入場を含まない。以下同じ。）しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(一部改正〔平成 6 年条例 2 4 号・8 年 1 1 号・1 7 年 2 7 号・令和元年 4 6 号・2 年 3 9 号〕)

(許可の条件)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないことができる。

- (1) 施設を目的以外に使用するとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) 施設を破損するおそれがあるとき。
- (4) その他市長が不適當と認めるとき。

(一部改正〔平成6年条例24号・17年27号・令和元年46号・
2年39号〕)

(使用条件)

第8条 市長は、第6条の許可に当たっては、使用の目的、期間及び使用料その他管理上必要な条件を付することができる。

(一部改正〔平成6年条例24号・17年27号・令和元年46号・
2年39号〕)

(使用期間)

第9条 施設は、引き続き30日以上使用することができない。ただし、市長が特別必要があると認めるとき、又は施設の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成6年条例24号・17年27号・令和元年46号・
2年39号〕)

(使用料)

第10条 第6条の許可を受けた者又は利用者(以下「使用者等」という。)から徴収する使用料については、別表に定める額とする。

2 第2条に掲げるクレー射撃場の施設を議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(平成2年別府市条例第18号)第2条の規定により長期独占利用させる場合の使用料は、前項の規定にかかわらず1箇月につき16,500円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(一部改正〔平成2年条例16号・3年34号・6年24号・9年
5号・17年27号・25年35号・令和元年16号〕)

(目的外使用若しくは利用、権利譲渡の禁止)

第11条 使用者等は、施設を許可目的以外の目的に使用し、若しくは利

用し、又はその使用若しくは利用する地位を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（一部改正〔平成6年条例24号・17年27号〕）

（使用又は利用の許可の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用又は利用の許可を取消し、退去させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 緊急やむを得ない事情により市長が使用する必要があるとき。

（一部改正〔平成6年条例24号・17年27号・令和元年46号・2年39号〕）

（原状回復義務）

第13条 使用者等は、使用又は利用を終了したときは直ちに原状に回復して返還しなければならない。

（一部改正〔平成6年条例24号・17年27号〕）

（損害賠償）

第14条 施設の建物又は設備等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、第12条の規定による取消し等によって、使用者等が受けた損害について、賠償の責めを負わない。

（一部改正〔平成6年条例24号・17年27号・令和元年46号・2年39号〕）

（指定管理者による管理）

第15条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日若しくは休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間若しくは開場時間を変更することがで

きる。

3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第9条まで、第12条各号列記以外の部分及び第14条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者による許可を受けた者とみなす。

（全部改正〔平成17年条例27号〕、一部改正〔令和元年条例46号・2年39号〕）

（指定管理者の業務）

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条の許可に関する業務
- (2) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務

（追加〔平成17年条例27号〕、一部改正〔令和元年条例46号・2年39号〕）

（利用料金）

第17条 第10条の規定にかかわらず、第15条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の利用者は、利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用

料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成17年条例27号〕、一部改正〔令和元年条例46号・2年39号〕)

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(一部改正〔平成2年条例16号・6年24号・17年27号〕)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 市営別府球場使用条例（昭和27年別府市条例第36号）は、廃止する。

附 則（昭和42年3月17日条例第13号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月26日条例第22号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年7月13日条例第25号）抄

1 この条例は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月15日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日条例第10号）

この条例は、昭和51年5月1日から施行する。ただし、第14条にかかる改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年7月15日条例第25号）

この条例は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年10月15日条例第37号）

この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則（昭和52年7月22日条例第25号）

この条例は、昭和５２年９月１日から施行する。

附 則（昭和５２年８月１６日条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５３年３月３１日条例第８号）抄
（施行期日）

第１条 この条例は、昭和５３年４月１日から施行する。

附 則（昭和５５年１０月１３日条例第３８号）抄
（施行期日）

１ この条例は、昭和５５年１２月１日から施行する。

附 則（昭和５５年１２月２２日条例第４３号）抄
（施行期日）

１ この条例は、昭和５６年２月１日から施行する。

附 則（昭和５７年３月３１日条例第１２号）

この条例は、昭和５７年４月１日から施行する。

附 則（昭和５９年３月３０日条例第９号）

この条例は、昭和５９年４月１日から施行する。

附 則（昭和５９年７月７日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５９年１２月２８日条例第４３号）抄
（施行期日）

１ この条例は、昭和６０年２月４日から施行する。

附 則（平成２年１０月１日条例第１６号）

１ この条例は、公布の日から施行する。

２ この条例の施行前に議会の議決を経た公の施設の長期かつ独占利用については、なお従前の例による。

附 則（平成３年３月２７日条例第１１号）抄
（施行期日）

１ この条例は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成３年９月２７日条例第３４号）

この条例は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 2 6 日条例第 2 5 号）

この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 0 月 1 日条例第 4 3 号）

この条例は、平成 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月 2 8 日条例第 2 2 号）

（施行期日）

この条例は、平成 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月 2 6 日条例第 2 4 号）

この条例は、平成 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 9 月 2 7 日条例第 2 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 5 日条例第 1 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 8 日条例第 5 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 8 日条例第 7 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 2 9 日条例第 2 4 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 9 月 3 0 日条例第 2 4 号）

この条例は、平成 1 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 3 月 2 3 日条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

(別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例（昭和32年別府市条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成11年9月30日条例第25号）

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年9月25日条例第23号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第1条中別府市都市公園の設置及び管理に関する条例別表第2の改正規定（実相寺中央公園の項に係る部分に限る。）、第2条中別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例第2条の表の改正規定（実相寺サッカー競技場の項の次に実相寺サッカー競技場管理棟の項を加える部分に限る。）、同条例第14条第2項に1号を加える改正規定及び同条例別表（その7）の次に別表を加える改正規定は、別に規則で定める日から施行する。

（平成14年教委規則第1号で平成14年2月1日から施行）

附 則（平成14年3月22日条例第11号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第3号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第27号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第5条中別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例第2条の改正規定、第3条の次に次の1条を加える改正規定及び同条例別表の（その6）を削り、同表の（その7）を（その6）とし、同表の（その7の2）を（その7）とする改正規定並びに第8条中別府市駐車場の設置及び管理に関する条

例別表の改正規定は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 6 第５条の規定による改正前の別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例第１４条の規定は、平成１８年９月１日（同日前に地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき同条例第１４条第２項各号に掲げる施設（クレー射撃場、エヤーライフル射撃場、亀川市民プール、志高総合運動場及び実相寺第二多目的グラウンドを除く。）の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお効力を有する。

附 則（平成１９年３月２３日条例第１０号）

この条例は、平成１９年６月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成１９年規則第３７号で平成１９年１０月１日から施行）

附 則（平成１９年９月２５日条例第２４号）

この条例は、平成１９年１１月１６日から施行する。

附 則（平成２０年１２月２６日条例第３３号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２１年１月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月３１日条例第９号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月２４日条例第７号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２６日条例第３５号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年９月２９日条例第２３号）

この条例は、別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成２６年別府市条例第３１号）の施行の日から施行する。

附 則（平成２９年１２月１９日条例第３４号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 26 日条例第 16 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 20 日条例第 46 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和 3 年規則第 5 号で令和 3 年 4 月 1 日から施行）

（一部改正〔令和 2 年条例 15 号〕）

附 則（令和 2 年 3 月 11 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日条例第 39 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 6 条の規定は公布の日から、第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 28 日条例第 63 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 16 日条例第 32 号）

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 25 日条例第 42 号）

この条例中第 1 条の規定は令和 6 年 2 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 25 日条例第 50 号）

この条例は、令和 6 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 23 日条例第 41 号）

この条例は、令和 7 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日条例第 13 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 3 0 日条例第 1 3 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 体育施設使用料

（追加〔平成 9 年条例 5 号〕、一部改正〔平成 9 年条例 2 4 号・1 0 年 2 4 号・1 1 年 7 号・1 3 年 2 3 号・1 4 年 1 1 号・1 5 年 3 号・1 6 年 6 号・1 7 年 2 7 号・1 9 年 1 0 号・2 0 年 3 3 号・2 1 年 9 号・2 3 年 7 号・2 5 年 3 5 号・2 6 年 2 3 号・2 9 年 3 4 号・3 1 年 8 号・令和元年 1 6 号・4 6 号・2 年 3 9 号・6 3 号・5 年 4 2 号・7 年 1 3 号・8 年 1 3 号〕）

（その 1）

実相寺球場使用料

区分	金額
職業野球	1 面 1 時間につき 3, 5 6 4 円
一般	1 面 1 時間につき 7 9 2 円
高校生	1 面 1 時間につき 4 6 2 円
小学生・中学生	1 面 1 時間につき 2 6 4 円
スコアード設備及び放送設備	一式 1 試合につき 3 3 0 円

備考

- 1 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収する場合は、1 日につき 1 人当たりの最高入場料金の 1 0 0 倍に相当する金額を使用料に加算する。
- 2 使用単位が「1 時間」であるものに係る使用の時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 3 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 算出した使用料及び加算金の合計額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 野球競技以外の目的で使用する場合は、市長が別に定め

る。

(その2)

公園テニスコート使用料

区分	金額
一般	1面1時間につき 440円
高校生	1面1時間につき 352円
小学生・中学生	1面1時間につき 330円

備考

- 1 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収する場合は、1日につき1人当たりの最高入場料金の100倍に相当する金額を使用料に加算する。
- 2 使用単位が「1時間」であるものに係る使用の時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 夜間照明設備を使用するときは、1面1時間につき130円を使用料に加算する。
- 4 会議室を専用使用するときは、1時間につき460円を使用料に加算する。ただし、専用使用は、大会開催で公園テニスコートを使用するときに限る。
- 5 会議室の専用使用の場合で冷暖房設備を使用するときは、1時間につき100円を使用料に加算する。
- 6 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 7 算出した使用料及び加算金の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その3)

温水プール使用料

区分		金額
一般	一般	1人1回につき 471円

		1 人 6 回につき 2, 3 5 9 円
		1 箇月使用券 8, 2 2 8 円
	高校生	1 人 1 回につき 3 5 6 円
	中学生	1 人 6 回につき 1, 7 6 6 円
	小学生以下	1 人 1 回につき 2 3 5 円
		1 人 6 回につき 1, 1 8 5 円
水泳教室	1 人 1 箇月につき 4, 7 0 6 円	
専用	1 0 時から 1 5 時まで（5 時間）	5 8, 7 4 5 円
	1 6 時から 2 1 時まで（5 時間）	5 8, 7 4 5 円
	1 0 時から 2 1 時まで（1 1 時間）	1 0 5, 7 2 9 円

備考

- 1 使用時間は、1 回につき 2 時間以内を原則とする。
- 2 使用者は、3 歳以上の者とする。
- 3 一般使用の場合において、超過使用するときは、2 時間増すごとに個々の使用料を徴収するものとし、2 時間未満のときは、個々の使用料の半額を徴収する。
- 4 1 箇月使用券の有効期間は、発行日より 3 0 日間とし、使用時間の制限はない。
- 5 一般が高校生以下の者を同伴して使用する場合は、当該高校生以下の者の使用料は 1 1 0 円を減額する。
- 6 団体（3 0 名以上）で使用する場合には、それぞれの使用料は 1 1 0 円を減額する。
- 7 水泳教室は、1 箇月につき 4 回開催する。
- 8 専用使用者が入場料及び会費に類するものを徴収する場合は、1 人当たりの最高入場料金の 1 0 0 倍に相当する金額を使用料に加算する。
- 9 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 1 0 算出した使用料及び加算金の合計額に 1 0 円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てる。

(その４)

青山プール使用料

区分			金額	
個人使用	5 0 mプール	一般	1 人 2 時間につき	2 8 6 円
	2 5 mプール	高校生	1 人 2 時間につき	2 1 4 円
		小学生・中学 生	1 人 2 時間につき	1 4 3 円
専用使用	5 0 mプール	全面	1 時間につき	2 , 8 6 0 円
		1 コース	1 時間につき	4 2 9 円
	2 5 mプール		1 時間につき	1 , 4 3 0 円
	飛込プール		1 時間につき	7 1 5 円
会議室			1 室 1 時間につき	2 8 6 円
多目的室			1 室 1 時間につき	4 2 9 円
放送設備			一式 1 日につき	1 , 6 5 0 円
自動審判装置			一式 1 日につき	6 , 6 0 0 円

備考

- 1 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収する場合は、1日につき1人当たりの最高入場料金の100倍に相当する金額を使用料に加算する。
- 2 使用単位が「1時間」であるものに係る使用の時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは1時間とし、使用単位が「2時間」であるものに係る使用の時間が2時間未満であるとき又はその時間に2時間未満の端数があるときは2時間として計算する。
- 3 別府市立青山中学校が使用する場合は、使用料を徴収しない。
- 4 会議室又は多目的室の冷暖房を使用するときは、その使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。

5 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。

6 算出した使用料及び加算金の合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その 5)

市民球場使用料

区分		金額
グラウンド	職業野球	1 時間につき 13,200 円
	一般	1 時間につき 2,640 円
	高校生	1 時間につき 1,320 円
	小学生・中学生	1 時間につき 1,056 円
附属設備	スコアード設備	一式 1 試合につき 550 円
	放送設備	一式 1 試合につき 330 円
	シャワー設備	1 人 1 回につき 110 円
	冷暖房設備	1 時間につき 220 円

備考

1 野球競技以外の目的に使用する場合は、グラウンドの使用料はその使用料の 3 倍とし、放送設備の使用料は 1 時間につき 220 円とする。

2 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収する場合は、1 日につき 1 人当たりの最高入場料金の 100 倍に相当する金額を使用料に加算する。

3 使用単位が「1 時間」であるものに係る使用の時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

4 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。

5 算出した使用料及び加算金の合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その 6)

実相寺サッカー競技場使用料

区分		金額
天然芝	一般	1面1時間につき 2,640円
	高校生	1面1時間につき 1,980円
	小学生・中学生	1面1時間につき 1,320円
人工芝	一般	1面1時間につき 1,980円
	高校生	1面1時間につき 1,320円
	小学生・中学生	1面1時間につき 660円
照明設備		全灯1時間につき 540円
		半灯1時間につき 270円

備考

- 1 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収する場合は、1日につき1人当たりの最高入場料金の100倍に相当する金額を使用料に加算する。
- 2 使用単位が「1時間」であるものに係る使用の時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。

(その7)

実相寺サッカー競技場管理棟使用料

区分	金額	
会議室	1室1時間につき 264円	
シャワー室	一般	1人1回につき 110円
	小学生・中学生	1人1回につき 55円
放送設備	一式1回につき 1,100円	

備考

- 1 会議室の冷暖房の使用料は、1室1時間につき330円とする(1時間未満は1時間に切り上げるものとする。)

2 「一般」とは、小学生及び中学生以外の者で15歳以上ものをいう。

3 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。

4 算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その8)

青山中学校運動場・北部中学校運動場・別府中央小学校運動場夜間照明施設使用料

区分	金額
照明施設	1時間につき 1,650円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。

(その9)

体育館使用料

区分		金額
体育室	アマチュアスポーツ全面使用	1回1時間につき 1,487円
	アマチュアスポーツ半面使用	1回1時間につき 743円
	その他全面使用	1回1時間につき 6,930円
	その他半面使用	1回1時間につき 3,465円
柔道場	アマチュアスポーツ使用	1回1時間につき 371円
	その他使用	1回1時間につき 1,815円
剣道場	アマチュアスポーツ使用	1回1時間につき 371円
	その他使用	1回1時間につき 1,815円
会議室		1回1時間につき 171円
放送設備		一式1回につき 2,310円

電光得点表示装置	一式 1 回につき 1, 210 円
照明設備	1 KWHにつき 66 円
折りたたみ椅子・机	1 脚につき 11 円

備考

- 1 その他の使用の場合、土曜日、日曜日及び休日に使用するとき、使用料の額の 3 割に相当する金額を使用料に加算する。
- 2 電灯使用の場合、1 灯当たり 1 時間につき 38 円を使用料に加算する。
- 3 入場料又は会費を徴収して使用する場合は、催物 1 回につき一般一人当たり最高税込入場料又は会費の額の 150 倍、フロアーに収容するとき、200 倍に相当する金額を使用料に加算する。
- 4 使用単位が「1 時間」であるものに係る使用の時間が 1 時間未満であるとき又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、これらの時間は 1 時間として計算する。
- 5 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 6 算出した使用料及び加算金の合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その 10)

野口原総合運動場使用料

区分		金額
陸上競技場トラック部分	一般専用	1 回 1 時間につき 1, 100 円
	小学生・中学生・高校生専用	1 回 1 時間につき 550 円
	一般個人	1 回につき 110 円
		1 箇月使用券 2, 200 円
	小学生・中学生・高校生個人	1 回につき 55 円
		1 箇月使用券 1, 100 円
陸上競技場フ	一般	1 面 1 時間につき 2, 640 円

フィールド部分	高校生	1面1時間につき 1,980円
	小学生・中学生	1面1時間につき 1,320円
軟式野球場	一般	1面1時間につき 580円
	高校生	1面1時間につき 356円
	小学生・中学生	1面1時間につき 198円
ソフトボール 球場	一般	1面1時間につき 580円
	高校生	1面1時間につき 356円
	小学生・中学生	1面1時間につき 198円

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外のものが、土曜日、日曜日又は休日を使用するときは、使用料の3割に相当する金額を使用料に加算する。
- 2 入場料又は会費を徴収して使用する場合は、1回につき一般一人当たり最高税込入場料又は会費の額の200倍に相当する金額を使用料に加算する。
- 3 使用単位が「1時間」であるものに係る使用の時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 4 ソフトボール球場において夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき1,650円を使用料に加算する。
- 5 陸上競技場において夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき1,045円を使用料に加算する。
- 6 1箇月使用券の有効期間は、発行日より30日間とし、使用時間の制限はない。
- 7 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 8 算出した使用料及び加算金の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その11)

弓道場・アーチェリー場使用料

区分		金額	
個人使用	一般	1 人 1 回につき	5 2 8 円
		1 人 1 月につき	2 , 1 1 2 円
	高校生	1 人 1 回につき	3 9 6 円
		1 人 1 月につき	1 , 5 8 4 円
	小学生・中学生	1 人 1 回につき	2 6 4 円
		1 人 1 月につき	1 , 0 5 6 円
専用使用		1 回 1 時間につき	1 , 5 8 4 円

備考

- 1 照明施設使用料については、個人使用は1時間につき55円、専用使用は1時間につき550円を使用料に加算する。
- 2 使用単位が「1時間」であるものに係る使用の時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、これらの時間は1時間として計算する。
- 3 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 算出した使用料及び加算金の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その12)

実相寺中央公園管理棟使用料

区分	金額	
会議室	1 室 1 時間につき 2 2 0 円	
シャワー料	一般	1 人 1 回につき 1 1 0 円
	小学生・中学生	1 人 1 回につき 5 5 円

備考

- 1 会議室の冷暖房の使用料は、1室1時間当たり330円とする（1時間未満は1時間に切り上げるものとする。）。
- 2 「一般」とは、小学生及び中学生以外の者で15歳以上のものをいう。

3 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。

4 算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その13)

総合体育館使用料

(1) 施設使用料

区分					金額
専用使用	アマチュアスポーツ等を使用する場合	入場料を徴収しない場合又は3,000円以下の入場料を徴収する場合	メインアリーナ	全面1時間につき	4,290円
				3分の2面1時間につき	2,860円
				3分の1面1時間につき	1,430円
			サブアリーナ	全面1時間につき	1,716円
				半面1時間につき	858円
			会議室	1室1時間につき	715円
			ミーティング室	1室1時間につき	1,430円
		3,000円を超える入場料を徴収する場合	メインアリーナ	全面1時間につき	5,577円
				3分の2面1時間につき	3,718円
				3分の1面1時間につき	1,859円
			サブアリーナ	全面1時間につき	2,230円

				き	
				半面 1 時間につ き	1, 115 円
			会議室	1 室 1 時間につ き	929 円
			ミーティング室	1 室 1 時間につ き	1, 859 円
	上記以 外の場 合		メインアリーナ	全面 1 時間につ き	24, 750 円
				3 分の 2 面 1 時 間につき	16, 500 円
				3 分の 1 面 1 時 間につき	8, 250 円
			サブアリーナ	全面 1 時間につ き	9, 900 円
				半面 1 時間につ き	4, 950 円
			会議室	1 室 1 時間につ き	1, 650 円
			ミーティング室	1 室 1 時間につ き	3, 300 円
個人 使用	卓球		照明を使用する場 合	1 台 1 時間につ き	260 円
			照明を使用しない 場合		210 円
	バドミ ント		照明を使用する場 合	1 面 1 時間につ き	260 円
			照明を使用しない		210 円

		場合		
ランニングコース		照明を使用する場合	1 人 1 時間につき	8 0 円
		照明を使用しない場合		5 2 円
トレーニング室		一般	1 人 2 時間につき	3 4 5 円
		中学生・高校生		2 1 0 円
		4 0 歳以上 6 0 歳未満		2 1 0 円
		6 0 歳以上		1 3 6 円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料金、会費など入場者から徴収する入場の対価をいう。入場料の額に段階を設けているときは、その最高額をもって入場料の額とする。
- 2 区分が「専用使用上記以外の場合」の割増使用料
 - (1) 営利又は宣伝を目的として使用する場合は、所定の使用料に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額の金額とする。
 - (2) 興行等を目的とした催物の入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、1 人 1 回につき徴収する最高入場料その他これに類する料金に 1 0 0 を乗じて得た額の金額とする。この場合における金額の算出は、1 日を 1 として計算する。
- 3 各施設を準備又は撤去の目的で使用する場合は、所定の使用料に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額の金額とする。
- 4 照明は、使用する者の申込みによるほか、市長が必要と認めるときは点灯するものとする。この場合において、使用料は、照明を使用する場合の使用料とする。
- 5 トレーニング室の回数券
 - (1) 一般 3, 4 5 0 円 (1 2 枚)

(2) 中学生・高校生及び40歳以上60歳未満 2,095円(12枚)

(3) 60歳以上 1,360円(12枚)

6 施設の使用の単位が、「1時間」であるものに係る使用の時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは1時間とし、「2時間」であるものに係る使用の時間が2時間未満であるとき又はその時間に2時間未満の端数があるときは2時間として計算する。

7 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。

8 算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 附属設備等使用料

区分				金額
照明設備	メインアリーナ	全面(132灯) 1時間につき	全灯	1,270円
			50%	640円
			30%	390円
		3分の2面(88灯) 1時間につき	全灯	850円
			50%	430円
			30%	260円
		3分の1面(44灯) 1時間につき	全灯	430円
			50%	220円
			30%	130円
	サブアリーナ	全面(62灯) 1時間につき	全灯	600円
			50%	300円
			30%	180円
		半面(31灯) 1時間につき	全灯	300円
			50%	150円
			30%	100円

	スポットライト		一式 1 回につき		5 5 0 円
空調設備	アマチュアスポーツ等に使用する場合	入場料を徴収しない場合又は 3, 0 0 0 円以下の入場料を徴収する場合	メインアリーナ	1 時間につき	3, 7 5 0 円
			サブアリーナ		2, 8 0 0 円
			会議室		3 5 7 円
			ミーティング室		7 1 5 円
		3, 0 0 0 円を超える入場料を徴収する場合	メインアリーナ	1 時間につき	5, 4 5 0 円
			サブアリーナ		3, 2 5 0 円
			会議室		4 6 4 円
			ミーティング室		9 2 9 円
	上記以外の場合		メインアリーナ	1 時間につき	2 1, 8 0 0 円
			サブアリーナ		1 3, 0 0 0 円
			会議室		8 2 5 円
			ミーティング室		1, 6 5 0 円
音響設備	放送設備		一式 1 日につき		3, 3 0 0 円
	移動放送設備		一式 1 日につき		1, 6 5 0 円
舞台設備	仮設ステージ		1 台 1 回につき		1 1 0 円
	舞台幕		一式 1 回につき		1, 1 0 0 円
	演台		一式 1 回につき		5 5 0 円
その他	可動スタンド		一式 1 日につき		5, 5 0 0 円
	フロアーシート		1 枚 1 回につき		5 5 円
	テレビ・ビデオ		一式 1 日につき		2 2 0 円
	トランシーバー		1 台 1 回につき		5 5 円
	展示用ボード		1 枚 1 回につき		5 5 円

長机	1 卓 1 日につき	5 5 円
パイプ椅子	1 0 脚 1 日につき	1 1 0 円
持込み電気器具	1 キロワット時につき	1 1 0 円
営業、販売その他これらに類する目的で館内ホール等の使用	1 日 1 平方メートルにつき	8 8 円
施設に附属する土地の使用	1 日 1 平方メートルにつき	2 2 円
駐車場	普通自動車・小型自動車・軽自動車(1 台 2 時間を超える 1 時間につき)	1 0 5 円

備考

- 1 駐車場の最初の 2 時間以内の使用は、無料とする。
- 2 1 回とは、1 の目的で 1 の使用申込みをする場合で、1 日又は 2 日以上継続して使用することをいう。
- 3 1 日とは、1 の目的で 1 の使用申込みをする場合で、1 日限りにおいて使用することをいう。
- 4 附属設備等の使用の単位が、「1 時間」であるものに係る使用の時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、これらの時間は 1 時間として計算する。
- 5 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 6 算出した使用料に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その 1 4)

実相寺パークゴルフ場使用料

区分		金額
基本使用料	一般	6 4 3 円
	高校生以下	4 2 9 円
	個人会員	1 4 3 円

1 ラウンド追加使用料	一般	1 4 3 円
	高校生以下	1 4 3 円
	個人会員	1 4 3 円
終日追加使用料	一般	4 2 9 円
	高校生以下	4 2 9 円
	個人会員	2 8 6 円
個人会員券	1 年券	1 7 , 1 6 0 円
	半年券	8 , 5 8 0 円
用具一式		2 2 0 円

備考

- 1 基本使用料で、1 ラウンドのプレー（1 8 ホールから構成されたコースを1 回プレーすることをいう。以下この備考において同じ。）ができる。
- 2 基本使用料を納付した者は、1 ラウンド追加使用料を納付することで、基本使用料による1 ラウンドのプレーのほかに1 ラウンドのプレーができる。
- 3 基本使用料を納付した者は、終日追加使用料を納付することで、その日の開場時間内は1 ラウンドのプレーを繰り返すことができる。
- 4 1 ラウンドのプレーを途中で中止した場合であっても、当該1 ラウンドのプレーをしたものとみなす。
- 5 個人会員券の有効期間は、1 年券にあっては4 月から翌年3 月まで、半年券にあっては取得日から同日が属する月の初日から起算して6 月が経過する日までとする。ただし、半年券は、年度を超えての使用はできないものとする。
- 6 個人会員券のうち1 年券を年度の途中で取得する場合の使用料の額は、取得日が属する月から起算して前項に規定する有効期間の終了する月までの月数で月割計算した額とする。

7 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。

8 算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その15)

実相寺多目的グラウンド使用料

区分			金額
天然芝部分	一般	全面1時間につき	3,198円
		片面1時間につき	1,599円
	高校生	全面1時間につき	2,399円
		片面1時間につき	1,199円
	小学生・中学生	全面1時間につき	1,599円
		片面1時間につき	799円
照明設備		全面全灯1時間につき	1,650円
		全面半灯1時間につき	825円
		片面全灯1時間につき	825円
		片面半灯1時間につき	412円

備考

1 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収する場合は、1日につき1人当たりの最高入場料金の100倍に相当する金額を使用料に加算する。

2 使用単位が「1時間」であるものに係る使用の時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。

- 4 算出した使用料及び加算金の合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その 16)

旧浜脇中学校体育館使用料

区分		金額
体育室	全面使用	1 回 1 時間につき 1, 100 円
	片面使用	1 回 1 時間につき 550 円
放送設備		一式 1 回につき 1, 100 円
冷暖房		1 回 1 時間につき 550 円

備考

- 1 市外居住者が体育室を使用する場合は、1 回につきその使用料の 3 割に相当する金額を使用料に加算する。
- 2 入場料、会費その他これらに類するものを徴収して体育室を利用するときは、1 人分の入場料等の最高額（前売りするときは、前売りに係る 1 人分の入場料等の最高額）の 10 人分に相当する金額を加算する。
- 3 体育室で電灯を使用する場合は、全灯使用のときは、1 時間につき 495 円、半灯使用のときは、1 時間につき 242 円を使用料に加算する。
- 4 使用時間には、準備及び後始末の時間を含む。
- 5 使用時間が 1 時間未満のとき、又は使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これらの時間は 1 時間として計算する。
- 6 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 7 算出した使用料及び加算金の合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その 17)

旧浜脇中学校運動場使用料

区分	金額
----	----

運動場	一般	1 時間につき 5 8 0 円
	高校生	1 時間につき 3 5 6 円
	小学生・中学生	1 時間につき 1 9 8 円

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外のものが、土曜日、日曜日又は休日を使用するときは、使用料の 3 割に相当する金額を使用料に加算する。
- 2 入場料又は会費を徴収して使用する場合は、1 回につき一般一人当たり最高税込入場料又は会費の額の 2 0 0 倍に相当する金額を使用料に加算する。
- 3 使用時間が 1 時間未満であるとき、又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これらの時間は 1 時間として計算する。
- 4 夜間照明施設を使用する場合は、1 時間につき 1 , 6 5 0 円を使用料に加算する。
- 5 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 6 算出した使用料及び加算金の合計額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。